

1. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入79万円（基礎年金受給者）の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{年金収入} & \text{公的年金控除※1} & & \\ \text{軽減判定所得} & = & 79\text{万円} & - & 120\text{万円} & = & \underline{0\text{円}} \end{array}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

軽減判定所得（0円）が8.5割軽減判定基準額（33万円）より低いため、被保険者均等割額（45,800円）の8.5割軽減をします。

また、8.5割軽減対象者のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし。）の場合、被保険者均等割額（45,800円）の0.5割をさらに軽減します。

$$\begin{array}{l} \text{○被保険者均等割額} = \{45,800\text{円} - (45,800\text{円} \times 0.9)\} = \underline{4,500\text{円} \cdots \text{A}} \\ \hspace{15em} (100\text{円未満切り捨て}) \end{array}$$

(2) 所得割額

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{公的年金控除※1} & & \\ \text{賦課のもととなる所得金額} & = & 79\text{万円} & - & 120\text{万円} & = & 0\text{円} \end{array}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

$$\text{○所得割額} = 0\text{円} (\text{賦課のもととなる所得金額}) \times 8.67\% = \underline{0\text{円} \cdots \text{B}}$$

(3) 保険料額

$$\begin{array}{l} \text{○保険料額} = 4,500\text{円 (A)} + 0\text{円 (B)} = 4,500\text{円} \\ \hspace{15em} (\text{月額 } 375\text{円}) \end{array}$$